

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

平成28年3月15日
山口県条例第1号

改正 平成28年10月11日条例第47号
平成30年10月16日条例第45号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人番号の利用範囲)

第2条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表の上欄に掲げる機関が行う同表の下欄に掲げる事務及び法別表第2の第2欄に掲げる事務(知事が処理するものに限る。以下同じ。)とする。

2 知事は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができます。ただし、他の個人番号利用事務実施者から法の規定による当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成30年条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第2条関係)

機関	事務
知事	1 高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)を退学した後に私立の高等学校等に入学し

	<p>た者に対する就学に係る支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>2 私立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）に在学する生徒又は学生に係る奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>3 不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>
<u>教育委員会</u>	<p>1 山口県使用料手数料条例（昭和31年山口県条例第1号）による高等学校及び中等教育学校の授業料の減免に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>2 <u>高等学校等を退学した後に公立の高等学校等に入学した者に対する就学に係る支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p>3 国立又は公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）に在学する生徒又は学生に係る奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>4 特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。）であって規則で定めるもの</p>